

## 日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
62	総務省	H 運輸業、郵便業	-	項目名	「3PL(サードパーティロジスティクス)事業」の産業分類の決定方法について検討いただきたい。	3PL事業は、荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行する。(総合物流施策大綱(2013-2017)「用語解説」) また、当該事業者には、アセット型とノンアセット型があり、アセット型は、業者自身が資産(施設・車両・情報システムなど)を保有・運用し、業務を行う業態である。一方、ノンアセット型は、業者自身は資産を持たずノウハウを持って他の業者の資産を利用しながら業務を行う業態である。 近年、物流事業を包括的に受託している事業者が見受けられる。 当該事業の場合、事業者が主とする物流業務で分類するか、特定の産業に分類するか検討いただきたい。	第5回	国土交通省	アセット型の3PLサービスは、自社のトラックや倉庫等の設備を有していることから、道路貨物運送業や倉庫業など、主たる経済活動により分類することが適当である。 一方、ノンアセット型の3PLサービスは、荷主企業のためのコンサルティング業に近い事業形態と思われるが、一部、利用運送などによる運送等を行なっている場合もあるので、アセット型と同様に主たる経済活動により分類することが適当である。	3PLは、荷主企業の物流業務を包括的に請負う事業形態であるが、その事業形態は契約内容によって様々であり、それらを統一的に定義し、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため。
63	総務省	H 運輸業、郵便業	4211	項目名	4211 普通鉄道業 ×例示「鉄道事業者の工事事務所・工事区(直営工事を行う事業所)[0611・0621]」は、大分類Dの総説ただし書き(～主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。)を受ければ4209その他の管理、補助的経済活動を行う事業所と考えてよいか。 それとも鉄道事業だけ特別な考え方をするのか、考え方についてお示しいただきたい。	切り分けを明確にしてください。	第5回	国土交通省	大分類H-運輸業、郵便業の総説によれば、鉄道業の運輸施設の維持補修を行う事業所は鉄道業に該当すると理解できる。他方、大分類D-建設業の総説によれば、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所は建設業には該当しない。これらから、鉄道業の運輸施設の維持補修を主として自己建設で施工する事業者は鉄道業に分類できる。 これに関連して、普通鉄道業の円滑な運営の観点から、毎日の運行前点検等のように日々の運行と併行し、それと一体不可分の作業を行う事業所を細分類4211に分類し、他方、通常の運営を離脱して維持補修等を行う事業所を細分類4209に分類する。これが分かるよう細分類4209に説明を加える。 また、以上を踏まえ、細分類4211の×例示「鉄道事業者の工事事務所・工事区(直営工事を行う事業所)[0611・0621]」の( )内を(主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所を除く事業所)と修正する。	細分類4209の説明文における修理・整備の支援業務を提供する事業所と細分類4211等に分類される事業所の区分けをより明確にするため。
64	総務省	H 運輸業、郵便業	4321	説明文	4321 一般乗用旅客自動車運送業 ○例示に「患者等搬送事業(民間救急サービス業、民間救急車)」の追加を検討いただきたい。	有償で緊急性のない患者等搬送業務を行う民間の事業。	第5回	国土交通省	変更しない。	「患者等搬送事業」を行う事業は「一般乗用旅客自動車運送事業」以外にもあり、全ての「患者等搬送事業」を行う事業所が「一般乗用旅客自動車運送事業」とは限らないため。
157	経団連	H 運輸業、郵便業	H	分割	運輸業と郵便業を大分類項目のレベルで分割していただきたい	両者はともに「人及び物の移動を業とするもの」だが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、経済活動の性質が大きく異なるようになったため。経済分析上、両者が同じ産業分類(大分類)に属していることによる不都合が生じることが増えています。	第5回	国土交通省 総務省(情報流通行政局)	変更しない。	事務局から国土交通省に対して本件に関する意見を問い合わせたところ、国土交通省としては運輸業が郵便業と同一の大分類に属することに不都合は生じておらず、分割の要望もないとのことだった。 また、事務局から郵便業を所管する総務省情報流通行政局にも確認したところ、国交省と同様に同一分類に属することで不都合は無く、分割の要望もないとのことだった。 次に事務局より経団連に対して具体的などのような不都合が生じているのかを聞いたところ、「当該意見は経団連の一会員企業からの意見であり、所轄省に不都合がないということであれば現行のままで結構である」という回答であった。 以上から、変更しないこととする。